

大分県小口零細企業資金融資要綱に

基づく資金の融資事務に関する要領

平成 19 年 10 月 1 日 制定

(趣 旨)

- 1 大分県小口零細企業資金の融資事務に関しては、大分県小口零細企業資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第 3 条第 1 項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社伊予銀行
- (9) 株式会社福岡銀行
- (10) 株式会社西日本シティ銀行
- (11) 株式会社北九州銀行
- (12) 株式会社愛媛銀行大分支店

(資金の使途)

- 4 融資の対象となる資金の使途は、直接事業の用に供するものに限るものとし、なお設備資金にあつては、次の各号の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、4 箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資限度額)

- 5 当資金の融資残高は、貸付区分ごとに要綱別表の融資限度額を超えてはならない。ただし、既存の 保

証協会の保証付融資残高との合計で 2,000 万円の範囲内となる新規融資に限る。

(融資の申込み受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

(融資の申込手続)

- 7 融資を受けようとする小規模企業者は、大分県小口零細企業資金融資に係る通知書（様式 1。以下「通知書」という。）3 通に、別表に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該小規模企業者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 8 商工会等は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書 3 通に関係書類及び調査意見書（様式 3）を添えて速やかに指定金融機関に送付し、指定金融機関は当該通知書 1 通を県に、信用保証が必要な場合には、当該通知書 2 通に関係書類 1 通及び調査意見書を添えて保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書 1 通を県に、信用保証が必要な場合には当該通知書 2 通に関係書類各 1 通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

(保証及び融資の決定等)

- 9 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人及び担保等について、例外として徴求する必要がある場合は、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等に通知するものとする。
- (3) 商工会等は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

(債権管理)

- 10 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた小規模企業者に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

- 11 保証協会の保証を受けた場合の融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた小規模企業者は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた小規模

企業者の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該小規模企業者とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書（様式4）及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

（融資状況の報告）

12 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行する。

別 表

区 分		添 付 書 類
共 通		(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあつては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあつては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し (7) 削除 (8) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	機械設備等の購入	見積書又は仮契約書 カタログ
	土地の取得	土地売買に係る仮契約書の写し 土地登記簿謄本
	建物の新築	建物許可関係書類 建物平面図
	個人向け無担保・ 無保証人貸付	源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割、（障害者控除等により所得割がなくなった場合は均等割）のいずれかについて、融資の申込みの日以前1年間において納期が到来した税額があり、当該税額を完納していることを証明する納税証明書

様式 1

大分県小口零細企業資金融資に係る通知書

※提出部数 3部
※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
又は指定金融機関
(組合にあっては、大分県中
小企業団体中央会)

大 分 県 知 事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申 込 額	万円	企 業 の 概 要					
		具 体 的 業 種			取 扱 品 目		
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員					
		常用 (役員・ 家族除 く)	人		常用 (役員・ 家族)	人	
		最 近 の 月 平 均 売 上	万円		金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額	万円	
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月 平 均 費 用	万円		1 主 な 取 引 金 融 機 関		
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	資 産 総 額	万円		2 主 な 取 引 先 又 は 親 企 業		
		負 債 総 額	万円		3 事 業 開 始 年 月		
借 入 希 望 金 機 関	(支店)	資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等	新設・増 設・補修 取替の別	金 額	設備の必要理由 1 需要増加 2 シェア拡大 3 コスト引き下げによる競争力強化 4 労働力不足 5 新規事業 6 その他 ()		設備資金調達先 本資金借入分 万円 他金融機関 万円 自己資金 万円 その他 万円	
	必要項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ()		※ 計 万円	※欄は同じ金額になります		※計 万円	
連 帯 保 証 人	必要理由 (具体的に書いてください。)						
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL () —					
		TEL () —					
		TEL () —					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類（最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。）と同綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。
※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。（受付不可）

調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

商工会長
(商工会議所会頭)

このたび、別添のとおり大分県小口零細企業資金の融資の申込みがありましたので、意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号		代表者氏名	
--------	--	-------	--

2 営業の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

業 況	盛	漸 盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見（資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。）

.....

.....

.....

.....

経営指導員名	
--------	--

(様式4)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 被保証人

住所

氏名・名称

業種

2 保証状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

融資金融機関

3 変更内容

4 意見